

令和4年度

南三陸町議会会議録

2月会議	2月17日	開	会
	2月17日	散	会

南三陸町議会

令和5年2月17日（金曜日）

令和4年度南三陸町議会2月会議会議録

令和5年2月17日（金曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君
行政管理課長	岩淵武久君

農 林 水 産 課 長	千 葉	啓 君
建 設 課 長	及 川	幸 弘 君
上 下 水 道 事 業 所 長	糟 谷	克 吉 君
代 表 監 査 委 員	芳 賀	長 恒 君
監 査 委 員 事 務 局 長	男 澤	知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤	知 樹
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	畠 山	貴 博
主 事	浅 野	舞 祐

議事日程 第1号

令和5年2月17日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第65号 財産の取得について
- 第 5 議案第66号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 6 議案第67号 令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）
- 第 7 同意第 3号 賠償責任の免除について

（第1号の追加1）

追加日程第 1 同意第3号 賠償責任の免除について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

追加日程第1

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

2月会議、大変御苦労さまでございます。新型コロナウイルスも全国的に大分少なくなってきたようでございますが、まだまだ終息に向かう気配もありません。十分皆さんで気をつけていきたいと思えます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年度南三陸町議会2月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条ただし書の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） おはようございます。

議案関係参考資料に工事関係の行政報告ありますが、3ページに、下から2番目、入谷たら葉沢頭首工災害復旧工事ということで、現地確認も以前した記憶があるんですけども、非常に大きな川にある施設と見えますか、頭首工が非常に見るも無残なというか、大きく損壊

していると。先般通りかかりましたので様子を見たら、当時のままといたしますか、壊れたままになっているなどという状況確認してきました。今回その工事関係の入札が行われたようではありますけれども、農業に利用したりということでも一日も早い復旧が待たれるところなのかなと思います、頭首工そのもの、また同じように、被災する前の状況に復旧するというような内容なのかどうか、その確認をさせていただきたいと思います。

それからもう1点は、工事関係ではないのですが、議長からお許しがいただけるのであればお話をさせていただきたいと思うんですけれども、口頭での行政報告がありませんでした。前の定例会以降、特に報告することはないということの判断なのかなと思いますが、新聞報道等で町内での職員の方に不祥事といたしますか、事例があつて、懲戒処分があつたというようなことを聞き及んでおります。これについては、やはり議会において報告をいただけるものかと思っておりましたが、本日はないということのようであります。それについて、なぜそのようなことになったのか、私としては報告をぜひ聞きたいなと思っておりましたが、この場で言える範囲でどういう状況だったのか、また、それについて再発防止等どのように取り組んでいくお考えなのか、可能であれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、1点目のたら葉沢の頭首工の工事でございます。

3ページに記載させていただいておりますけれども、先週2月3日からの工期で3月24日までの工期というところでございます。内容は震災前の元の水路に戻すということで、来年度の農業の作付までには間に合わせるということで復旧を図るという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長、行政報告をしなかった、まず理由。総務課長。

○総務課長（及川 明君） おはようございます。

後藤議員の今の御質問ですが、行政報告そのものについてですが、職員の懲戒処分につきまして、町民に直接影響のある事案であれば、当然のごとく必要かと認識しております。今回の案件につきましては、直接というよりは内部的な行為による処分であったということで、行政報告には今回してございません。ただ、公表指針に基づきまして、ホームページあとは報道機関等に公表をさせていただいたという経緯でございます。

今回の懲戒処分につきましては、長期間にわたりまして複数の職員に対してパワーハラスメントに当たる行為を行ってきたというものでございまして、過去に所属していた部署においても同様の言動で注意・指導されたにもかかわらずハラスメントを繰り返したということで、

補佐級の40代男性職員を減給10分の1、1か月、それと管理監督者責任ということで、課長級の職員を戒告という処分を下したものでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君、前のやつ、今ので、直接あと担当課に行って、その件は聞いてください。

さっきの工事関係であれば。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） では、2件目は、実はもう既に聞いているんですけどもね、2件目については。分かりました。それについてはこの場ではというお話ですので、また。非常に大事な件だと思います。今お話の中で、町民に直接影響はない、要は、例えば事務の不手際で町民の皆さんに例えば税金を多くもらってしまったとか、それで還付がある、それはいわゆる直接的な影響という表現だと思うんですが、そういうことではなくて組織の中での問題だからというようなお考えのようでありました。一言付け加えるとすれば、なるべくただ報告といいますか、議会、我々に対しても丁寧な説明はしていただきたいなというふうな感情、気持ちの部分ではお伝えさせていただきたいと思います。

次といいますか、行政報告に対してですが、工事関係、今お話の、課長のお話の中では、震災前の状況に戻すというふうなお話でありました。震災でぶっ壊れたものではなかったかなと思っているんですけども、そこは言葉の表現の言い間違いかなと思いますが。やはり従前のように使えるようになると、そういう状況に戻していくところが非常に大切なところだと思いますが、何分非常に長大な構築物といいますか、なかなかほかの場所でもそう多くないものなのかなと思いますので、ぜひ、工事の安全に十分配慮した上で、一日も早い復旧が待たれるものかなと思います。

工事関係の入札、何ていうか、この時期になると非常に増えるなという印象があります。それはたまたまかなとも思いますが、予算執行の上では、町民の福祉の向上ということを優先に、年度末が近づいてきたからとかそういうことではなくて、事業の執行には当たっていただきたいなと重ねてお願いしつつ、もう一度、先ほどの震災、水害というあたりの答弁、修正があればお伺いして質問を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 大変失礼いたしました。震災ではなくて、7月の豪雨災害の災害前に戻すというところでございます。

なお、確かに工事自体は、あそこの重ね石のところでございますので、非常に、石をどけて根足にコンクリートを入れるという工事でございます。何とか工期内に終わるように頑張っ

てまいりたいと考えます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） その職員の不祥事といいますか、2月1日の河北新報さんの記事を見て、またかと、南三陸町の職員、不祥事、またかと。よその町の方々から、町民の方々、言われること、思われること、どう言われているのか、思われているのかということを考えてみたことがありますか。直接関係がないと、影響はないと。直接と間接のその線引き、どこで決めているんですか。皆さん、町民の方々に迷惑をかけているんです。またかやと。いや、今までにそういうことなく、不祥事事件が何もなくて初めてだったらいいですよ。度重なる不祥事ですから、またもかと、南三陸町で。そう言われているんですよ。言われました、私自身も。

それで、今、世間でいっぱい騒がれているんですよ、パワハラとかセクハラ、ハラスメントについてね。そこで法的にきちんとした防止策に対する規定なりをつくれということになって、多分つくっているかと思うんです。その中身がどうなっているのかですね。それから、その内容を職員の方々がよく理解しているのかどうかという問題です、理解。服務規程というのはあると思うんですが、その関する、防止に関する規定がその服務規程の中に入っているのかどうか。これ入れなきゃならないんです。一般企業の場合は就業規則というのがあって、そこに入れて、きちんと……。

○議長（星 喜美男君） ちょっと三浦議員。ちょっと何の質問か。今はこの工事関係の行政報告に対するの質疑ということで。

○11番（三浦清人君） 分かります、分かります。ただ、先ほどの前者の質問の答弁の中で、直接住民に影響がないと言っているから。だから、影響がありますよということを言っているんです。では、我々はどの場面でこういう問題を議会で議論するんですか。議員の口を塞ぐような発言はやめてほしい。我々は住民の代表として来ているんですから、ここにね。皆さんが不思議に思うことを聞くんだから。それを今、このテレビで皆さん聞いているんですから、放送で。何があったんだと。

○議長（星 喜美男君） みんなルールの中で発言しているので。

○11番（三浦清人君） ルールの中で、今、許可をもらって話しているでしょう。勝手にしゃべっているんじゃないから。

その中で、きちんとした規約、規定、それが服務規程の中に入っているのかどうか。そして、一般職員の方々がその内容を把握しているのかどうかということを知りたいんです。

それから、工事関係なんですけど、一番最初の消防団の拠点施設の関係の工事なんですけど、これの参加者、入札参加者の、何ていうか、点数というか、その内容どうなっているのか。何点以下とか。例えばA AとかAとかBとかとあるでしょう。そのランクの内容がどこの辺でこの入札をしたのかですね。それをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前10時14分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは、再開いたします。

工事関係、答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） 消防団の拠点整備工事の関係なんですけど、建築のBランククラスということで指名競争をさせていただきました。該当する業者は8社ございましたが、入札参加者は、記載のとおり3社ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。

何点かお伺いします。

1ページの中の2段目の田の浦線の舗装工事の契約、入札なんですけれども、3回、入札回数3回なっております。それから、一番下の林道磯の沢線災害復旧工事、これも2回なっております。この要因お聞かせ願いたいんですけれども。金額が合わなかったことは分かるんですけれども、3回、2回、どの時点で、これは執行期日が12月23日になっております。どちらもそうなんですけれども。私言いたいのは、この12件、この年度末から3月までの期間、12件、小さい町ですけれども、12件の入札をやっているわけですね。そうすると、おのずと業者が限られてくるから、そういうことでも入札回数が多くなっているのかなという嫌いがするからお伺いするわけなんですけれども、その辺詳細な説明お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 落札回数の件につきましては、さきの議会でも御質問あったかと思っております。その件につきましては町としてお答えする立場にございませんので、業者さんがどのようなお見積もりをなされたか、町のほうは、再度説明させていただきますが、町のほうは一定の基準に基づき積算をしてございますので、入札に参加された業者さんがどのような

積算をしたのかということが、何ていうんでしょうか、分かりませんので、町のほうで答えする立場にはございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 僅差というものも、例えば446万円の予定価格の中で差が6万1,000円、440万円で差が6万1,000円で僅差なんですよね。そういうことも疑念をちょっと持たれるのかなという、取られる方もあるかと思われます。そして、先ほども言いましたように、12月、執行期日が12月23日。12月末から3月24日、ほとんど3月いっぱい工期が、この冬場の寒い時期の工期になっていますので、これ予算があるのであれば、もっと早く取れないものなのか。工事する側も大変、業者さんも大変限られた業者さんの中でやるので、大変かと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 設計が予定価格と落札額が近い関係につきましては、これもさきの議会で同様の質問ございましてお答えさせていただいておりますが、積算体系等々、公表になってございます。ですから、仮に設計額イコールという金額が出てもおかしくない状況となっております。その辺は御理解をいただきたいと思ひます。

あと、工事の件数、何で今多いんだということでございますが、全てではございませんが、関連工事等々の関係で中には遅れたものもあるということでございます。その他のものに関しましては、議員おっしゃるとおり、極力早い発注を目指してはおりますが、なかなか事務的に追いつかなかつたりとか、そういったこともございますので、その辺は、議員おっしゃるように、早期発注を今後も目指して事業のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 工期の問題で……、最初の僅差ということは承知します。しかし、何回も入札ということに対しては、私も常日頃疑念を持っているものですからお伺いしました。

では、それはそれで了解しますけれども、工期の問題ですね。工期、1月、2月ということで短い工期で大変、これ私から個人的に言わせれば、業者さん泣かせをしているような嫌いにも見えるんです。2月、3月でどっと12件も。町内の業者さん限られているので。もっとこれを早いうちに、予算を取ってあるんでしょうから、もっと早い時期にこういうことをやるべきだなと思われますので、そこを付け加えて行政報告に対しては終わります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 年度末に集中しているという御指摘だと思うんですが、7月豪雨の

関係もございまして、どうしても査定後に発注という案件もございまして、そこは災害復旧という性格上、御理解いただければなと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2ページが一番上の工事について伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、工事場所なんですけど、これ戸倉字町地内となると、町という荒町を表すような、私、思いしていたんですが、これ在郷の部分でいいのかどうか。

あともう1点は、今回のこの工事なんですけれども、以前から通るたびにあの入り口がもうちょっとどうにかならないのかなと思っていたところだったんですが、この工事は復興工事の仕上げみたいな形なのか、復興工事終わった後の町単独でする工事なのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、ただいま御質問の工事箇所につきましては、戸倉地区の荒町でございまして。すみません、ちょっとお寺さんのお名前、今、度忘れしてしまいましたが、45号線の町の戸倉の荒町の、何ていうんでしょうか、西側でございまして、45号線から入りまして並石川までの区間、かなり狭隘でございました。特に45号線からの出入りする際になかなか大回りといいますか、大回りするほどの幅もないんですが、なかなかちょっと危険だというようなこともございまして、58メートル区間を局部改良ということで、町単工事で拡幅工事をするものでございまして。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。私、勘違いしていました。

そこで、荒町の件だということなんですけれども、そこで、以前ですと、あそこの入り口の民家のところに、民家の方が塀みたいな形で狭くなっていたんですけれども、その部分の用地というか、そこ買収になったのか、それともそのまま改修になったのか、その点ちょっと分からなかったので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 用地については、御協力いただきまして、町のものとして整備をさせていただいてございまして。フェンス等については撤去した部分、あと一部ちょっと残っている部分もございまして、前ですと、何ですか、2メートルちょっとぐらいだったんですかね、乗用車がやっというところでもございましたが、側溝等合わせますと3メートルちょっとですね、3メートルほど取れるような幅員としてございまして。（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第65号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第65号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第65号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町地方卸売市場で使用する魚類重量選別機等の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第65号財産の取得についての細部説明をさせていただきます。

議案書の5ページの細部につきましては、議案参考資料の7ページを御覧になっていただきたいと思っております。

業務名が魚類重量選別機等購入業務であります。

業務内容につきましては、昨年の12月会議において債務負担の承認をいただいた魚類重量選別機本体のほか、選別し重量を量るための一連の作業に係る附属設備一式の購入でございます。

来年度のギンザケの市場の水揚げ量につきましては現在の約倍となることから、当該選別機を導入することにより、作業の効率化、省力化を図ることで、さらなる市場の付加価値向上を図るものでございます。

契約方法につきましては、見積り徴収による随意契約で、見積り業者は株式会社シー・テック。

予定価格につきましては2,713万円に対し、見積り開封の結果2,690万円となっております。

参考資料といたしましては、8ページを御覧いただきたいんですけれども、売買仮契約書の

写しを添付しておりますので御覧いただきたいと思います。

なお、納入期限は、令和5年5月31日までとしております。

以上、細部説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。

1点、この参考資料の中の7ページなんですけれども、先月ですか、漁協と議会との懇談会ありました中で御礼言われました。このギンザケは当町でもメインとなる、これからはメインとなる、アキザケに代わってメインとなる主力の水揚げとなるものと期待するものです。

そこで、購入することはいいんです、賛成なんですけれども、この随意契約、随意契約をした、見積り徴収、それも見積りは1社だったのか、2社だったのか、随意契約するのに。その辺お伺いします。

それから、入札保証金免除とあります。そういう中で、契約保証金が、財務規則は10%以上になっていますから、10%も入るわけです。ここで単純に見ると10%だと295万円、すみません、契約保証金だ、269万円になるわけなんですけれども、何%かなと思ったら、11%でした。普通、大概、皆、役場は10%でやっているんですけれども、11%にしたという理由も併せてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 1点目の御質問でございますけれども、見積り徴収による随意契約、これに関しましては、1社の随意契約でございます。

2点目の契約保証金の関係でございますが、8ページを御覧いただきたいんですけれども、契約金額2,959万円の10%というところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） はい、分かりました。

その中で、見積り徴収を1社ということなんですけれども、やはり随契するのであれば、1社以上、2社、3社から取るべきではないかなと思われま。この随契のデメリットを考えると、金額が高くなるおそれがあるんですね。だから、入札をするということは、競争させて金額を抑えるというメリットもあるんですけれども。その随意契約、特殊なものだから分かりますけれども、その辺もう少し突っ込んだ説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の財産の取得に関しましては、実はこの魚類重量の選別機扱っている業者というのが、宮城県においては、契約いたしました株式会社シー・テック 1社のみというところでございます。したがって、石巻等視察しながら、お話を伺いながら、この財産の取得に関しては行ったわけでございますけれども、先ほど言いましたように取扱い業者が1社に限られるということ、あとは、当然ながら、メンテナンスですとか故障した場合の部品ということまで、ランニングコストまで考えると、この1社というところが妥当であるという判断でございますので、競争相手がなくなるデメリットという部分に関しましては、今回の部分に関しては該当しないのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 県内1社だけということで取ったということで、1社だけなんですね。県内にはないということですね。はい。

それと、ここにある大型魚用ウルトラソーター一式ということなんですけれども、欲を言えば、我々は素人なので、市場に行って現物を見れば分かるんでしょうけれども、もし今後の参考資料の出し方としては、これらに分かる資料、ここに文字で書いているのは分かります。その現物はこういうものだというような写真のようなものをつけてもらえばベストかなと思われまので、今後、そういうものが分かる資料載せていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 恐らくカタログ的なものを添付したほうがいいのではないかなということだと思うんですけども、まだ、何ていうんでしょう、仮契約の段階ですので、そこはちょっと確定したものを、これだというものをつける段階ではないのかなというところで、おっしゃる意味は理解はできますが、相談もいたしますが、ちょっと今の段階で、もう購入を確定している話ではないので、なかなかその現物を添付するというのは難しいのかなと思っております。（「分かりました。終わります」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も2点ほど伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、一式というか、一式の業務内容書いていますけれども、これは例えばギンザケ以外の出荷のときにも使える部分の器具というか、そこがあるのかどうか1点と。

あともう1点は、先ほど課長、冒頭説明あったように、水揚げが倍になる予定だという、そ

ういう説明ありました。そこで伺いたいのは、今後、ギンザケ発祥の地だったということもあって、今後の新規参入の予定とか、もし新規参入する場合のギンザケ養殖のしやすい環境というか、そういったところはどのような形になっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、今回の財産の購入予定の魚類重量選別機につきましては、ギンザケ以外でも使えるというところで検討をしていたところでございます。ギンザケ以外にですと、タラですとか、あとはカツオ等の、要は適用範囲が30センチから大体70センチぐらいの魚類を想定して購入しているというところでございます。

あと、今後の新規参入があるのかという御質問でございますが、今のところ新規参入の予定はございません。漁場の関係もございまして、その辺は漁協と連携して適正な漁場管理というところを行っておりますので、その辺のところは、新規参入の件があれば協議して決定をさせていただくという形になるかなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、その機械に関しては別の魚種でも使えるということで、活用していただければと思います。

あと、新規参入に関しては予定はないということなんですけれども、そこで、もし課長お分かりでしたら、多分ギンザケやるとなったら大分資金がかかると思うんですけれども、新規参入するにはどれぐらいかかるのか、この場で聞くのもなんですけれども、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 大変申し訳ございません。どれぐらいかかるのかは承知しておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第66号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第66号損害賠償の額の決定及び和解について御説明申し上げます。

本案は、令和4年8月8日に町道弥惣峠線で発生した車両転落事故に関して損害賠償の額を決定し和解することについて、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第66号の細部説明をさせていただきます。

議案書は6ページとなります。

相手方は、気仙沼市在住の運転されていた方と車両の所有者のお二人でございます。

事故の概要につきましては、令和4年の7月15日から16日にかけての豪雨により被害を受けました町道弥惣峠線において、8月8日午後5時20分頃、登米市方面より入谷方面に向けて走行中の車両が路面のわだち掘れにはまり、抜け出そうと前進後進を繰り返すうちに誤って路肩下の休耕地のほうへ転落をしたという事故となります。

車両は全損となります。

同乗者の方はなく、幸いにも運転した方には大きなおけがはございませんでした。

損害賠償の額でございますが、40万円でございます。

議案関係資料9ページをお開きください。

事故の発生場所につきましては、町道弥惣峠線、登米市境より林際方面へ約700メートルほど来た地点となっております。

損害額につきましては、91万9,820円。内訳といたしまして、車両代80万9,820円、車両引上げ料11万円ということでございます。

損害賠償の額を40万円として和解案の合意に至ったものでございます。

添付しております右側の写真、上段につきましては、路面のわだち掘れの状況、下段につきましては、転落しました車両、ブルーシートに覆われてございますが、車体の右側側面を上

にした形で転落しているという状況でございます。

簡単でございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 何点かお伺いします。

まずもって、この案件は、管理責任を問われた案件だと思われま。ただいま建設課長の説明の中で同乗者はいないということなんですけれども、同乗者はいたのではなかつたでしょうか。車に。2名ということであるんですけれども。ここには1名同乗者いたのではなかつたのかなというのが1件目です。

それから、この管理責任、もう一つは、下りたこの車、シートが、ブルーシートで隠れていて見えないんですけれども、軽なのか普通車なのか、その辺もお伺いいたします。

それと、ここの現場は、このぐらいわだち掘れがあります。そうした中で、やはり知らない人は、ここは弥惣峠、多分馬籠ですか、通じるのは。地図に道路があると、知らない人は通れるものだと思って通るので、これ、このぐらいわだちがあるということは、19号か台風かときに大雨で掘られたものだと思うんですけれども、通行止めか何かしていたのか、現場確認ここしていたのか、その辺併せてお伺いいたします。

損害額91万9,820円と出ております。その中で賠償が40万円ということなんですけれども、この後の補正でも出てきますけれども、保険が適用になって、半分しか適用になっていません。その辺の内容をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長、上下水道事業所長が退席しております。

議案第66号の質疑を続行いたします。

建設課長の答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどの4点ほど質問があったかと思ひます。保険の関係につきましては、総務課長のほうから御答弁お願いをしたいと思ひます。

まず1点目、同乗者はございませんでした。今回の賠償の相手方は、運転をしていた運転手の方、それとその車両の所有者ということで、同乗者はございません。

車両につきましては、軽乗用車でございます。

あと、通行止めの措置等ということでございますが、こちらの林際側につきましては通行止めの措置を取ってございました。ただし、登米市側につきましては、道路も掘れていてなかなかちょっと行くのが困難ということで、設置をしなければいけないというのは認識をしつつ、ついといいますか、失念をしてしまって、設置をしたのは本件の事故後の設置ということで、今後その辺の現地確認、あとはその指示等々、徹底をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 保険金の関係なんですが、後に議案で補正予算のときに説明するものではありませんが、ここで9ページの車両代という80万9,000円ほどの金額につきましては、そもそもこの金額は同じ程度の車を今購入した場合の金額として相手方が提示していたものでございますが、保険の査定でございますは、当然、現在の価値、減価された現在の価格での査定となりますので、その査定額としては、車の価値とすれば47万5,000円、それに車両引上げ代11万円、損害額とすれば、保険の査定上58万5,000円になります。過失割合を弁護士等も介入して決めてございますが、ほぼ保険のみなし方は2分の1であろうということでしたので、29万2,000円ほどの保険が支給されるということで、実際の予算との差額部分は別途手当てしてお支払いをするというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） その中で、ただいまの説明では概要が見えてきましたけれども、場所的には馬籠の、住所地が馬籠の地内なんではないでしょうか。ということは、馬籠地内であればまた違った展開になるのかなと思われましてけれども。（「弥惣峠」の声あり）弥惣峠だけれども、今、建設課長が馬籠側だと言うので、その辺確認をしたいんです。馬籠側であっても、南三陸町の馬籠寄りという表現のほうがいいのか。その辺、場所がちょっと私も理解できないので、もう一度お願いします。

それから、この転落した車両、10メートル下に下りたというんですけれども、人的被害というか、けが、そういったものが出ていないんですけれども、これはなかったのか。

それと、先ほどの、私、失礼しましたけれども、車両所有者と車両運転者というところで2人が乗っていたものと解したんですけれども、今お伺いしたら、車両の運転者は1人だとい

うことをお伺いしました。それで理解しました。そうすると、この補償金、これは車両所有者のほうに行く支払いになると思うんですけれども、請求のほうは、和解に至るまでの運転手のほうに何割とか、車両側に車両代として、これは、今、説明を受けましたけれども、運転者の人の損害というものがあつたのかなかつたのか。その点お伺いします。

もう一つは、標識はやっていたと、通行止めの標識やっていたということなんですけれども、いつの時点でこれやっていたのか。入り口にあつたのか、どの辺にあつたのか。このぐらいのわだちということは通行不可だと思うんですけれども。その時期もお答えください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず1点目でございます。馬籠ではなく登米市側という御説明をしたつもりでおります。弥惣峠線を登米市側ずっと参りますと、県道の馬籠東和線に接続される道路となります。要は、何というのでしょうか、鱒淵から馬籠に抜ける県道に接続するところでございます。

あと2点目、けがということでございますが、幸いなことに、擦り傷等々あつたかと思ひますが、大きい骨折、その他大きなけがはなかつたということで、幸いだったと思つてございます。

それと、これ分かる範囲でちょっと当方、私のほうからお答えをさせていただきますが、支払いに関しましてはお二方からの請求といたしますか、となりますので、お二方へのお支払いということになろうかと思ひます。

それと、通行止め等の表示にいつやつたのかということでございますが、林際側ですね、これ町道の弥惣峠線と町道の表町線という路線の交差点付近には、豪雨後、即、7月の16日に通行止めの措置等をしてございました。

ただ、登米市境ですね、登米市境のほうには、先ほどもちょっと御説明をさせていただきましたが、設置すべきところをちょっと失念してございまして、実際、登米市境に設置をしたのは、事故の翌日となります8月の9日に設置をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長、登米市側で事故があつたの。

○建設課長（及川幸弘君） いえ、町、こちらです。

○議長（星 喜美男君） 何かそういうニュアンスで。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。事故の場所は、当初にも御説明をさせていただきましたが、登米市境から林際側に約700メートル北、南三陸町内でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） このシートがかかっている、これひっくり返ったから逆さのような見え方になるんですけども、軽か普通車か、その程度でいいです。（「軽と言った」「軽乗用車」の声あり）軽乗用車、はい、分かりました。これは、ひっくり返って、屋根が、屋根なんですかね、このシートがかかっているのは。タイヤでなくて。タイヤが上か下かと。ひっくり返ったんだから、こう。

○議長（星 喜美男君） 運転席を右側にして倒れて、倒れたって、倒れたか、そんな説明あったでしょう、最初。

○8番（及川幸子君） 10メートルの下に下りてからぐるぐるといったにはそうなんだろうけれども。今、この車なのか、ちょっと見えづらいシートがかかっているから、再度確認したわけです。だから、ひっくり返って逆さになったのであればタイヤがなくて分かんないのに、タイヤがないし、どうなのかなという思いが、この写真だけでは見えづらい、そういうことで今伺っているわけです。

運転手のほうと両方から請求でということ、総務課長のほうから話されました。

それで、こっちの入谷側は通行止めにしたと。そうすると、弥惣線、登米、弥惣線、登米市に下りるところには、この事故があった次の日、通行止めにしたということなんですけれども、多分、入谷の人たちであれば、ここは通行できないだろうということが分かるんですけども、地の利のない人でした、この方が町外の人ですからね。そうした場合、この方ならず町内の……。

○議長（星 喜美男君） 簡潔に行ってください。

○8番（及川幸子君） 道路、町道の、こういう災害があった町道の確認をやっているかどうかということです。そのほかにも町外、気仙沼市に抜ける弘川から本吉側に抜ける町道もあります。そういうところも確認しておかないと、また知らないで、地図にあるからと抜けられる可能性があるんです。そうするとまた事故につながるおそれがあるから、管理責任も問われるので、その辺の調査どこまでやっているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、再度、写真の御説明をもう一度させていただきます。

車両につきましては、上面を向いておりますブルーシートがかかっている部分が車両の右側面となります。ですから、その手前側が車両の前方、それと一部シートがかかっていません右側の銀色に見える部分、こちらが屋根となっておりまして、所有者の方において車両をシートでお包みになったということで、タイヤのほうは見えるような状況にはなってござい

せん。

あと、その他の路線については大丈夫なのかという御質問でございますが、この路線も含めまして、豪雨の後、職員総出で点検をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 終わりました。ほかございますか。7番佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 前者、相当質疑してもらったんですが、私のほうからは、この路線、7月の15、16日の大雨で3件の事故がありました。最初のやつがここに上がっています8月8日ですね。そして、損害賠償ですか、40万円かかっていますが、そのほか2件の分は、2件の分も救急車と警察が出動しています。そちらのほうについては、こういう賠償問題とかなんとか発生しているかどうか、まずもってそれを伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） この最初の事故が発生後、通行止めの措置をもう一度しっかりさせていただいてございます。残る2件の事故等につきましては、通行止めを突破という言い方が表現正しいかどうかちょっと分かりませんが、通行止めの区間にあえて入られたというふうに認識をちょっとせざるを得ないということでございますし、それと、その後の2台の方から、こういった損害賠償等の請求等についての御連絡はございません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 8月8日は今言ったとおりそのようですが、そしてその後にバリケードといいますか通行止めの設置をしたと、そういうことを言っているんですが、2回目は8月の12日頃ですか、お盆前でしたか。やはりこれも登米市のほうからバイクで下がってきて、転倒して、そして、その方はちょっと地域をうろろろして、私何でここにいるんですかというような、一時的に記憶を失ったようなことを言っていました。

その後、これでは大変だということで、私も8月の15日には建設課のほうに電話を入れました。登米市に言って、しっかり通行止めを完全に設置したらいいのでないかということを行ったんですが、その後、通行止めの看板は設置された、されてました。

そして、その後、通行止め、しっかりといいますか、ただ看板1枚だけですので、その脇は車は通行できました。ですので、その後、9月の26日ですか、今度はまた登米市のほうから軽トラが来て、そして大体同じ場所で、約六、七メートル下にそのまま落ちていったものですから、車のフロントガラスを割った程度で済んだんですが、そのときも警察と救急車も出動しておりますので、やはりこういうのが続くということは、通行止め等は完璧にやる必要があるのではないかなと、そのように思いますが、その経緯について、どういう形で通行止め

したかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 通行止めに関しましては、パイロン等々で通行止めという形で対処をさせていただいております。

こういった事案もございますことから、今後はもうちょっとしっかりしたもので通行止め措置を取るようになってまいりたいと考えてございます。

あと、今お話ございましたように、県道馬籠東和線につきましても、登米市の東和支所の御協力をいただきまして、県道の交差点付近に通行止めの看板を設置いただいております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） その通行止めの設置等は、やはり登米市としっかり連絡し合って、完全なものにしていただきたいなと思います。

そういうことで、南三陸町とすれば、各市につながる道路は、前回いろいろ一般質問で協議したんですが、2本しかない、そのうちの1本でございますので、町道として大事にしてもらいたいなと思いますので、もう少し整備のほうも計画を入れていただきたいなと思いますが、町長、いかがなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 農道等含め林道もそうなんですが、大雨になるとどうしても土砂で流されてしまうということがございますので、建設課のほうとしても点検等については進めているところでございますが、順次、わだち等含めて、車両通行が厳しいというところについては、最優先的にやっていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。損害賠償額の決定及び和解についての質疑を行ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、何点か伺いたいと思います。

今回、こういった損害賠償が生じるわけなんですけれども、ほかの委員さん聞かれましたので。

そこで、この道路は、現在は復旧というか通れるようになっているのかどうか、1点お願いしたいのと。

あと、先ほど町長答弁あったんですけれども、昨今の気象状況で、大雨とか降ると掘られる道路が町内各所にあるようです。そこで、今後のパトロール強化の必要性等、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の質問でございます。現在、当該路線につきましては、町道表町線の交差点付近に1キロ先通行止めという表示をさせていただいております、ちょうど1キロ行ったところに、ちょうどUターンできるスペースがございます。そちらのほうで、今、通行止めの措置を取らせていただいております。その区間から登米市境まで、登米市境につきましては、県道馬籠東和線ですか、のほうにも、登米市さんの御協力をいただいて設置をしてございますし、市町境のほうにも当町のほうで通行止めと。ちょうどその町境付近、ちょっと若干登米市側にありますが、転回可能な場所がございますので、そちらのほうで再度、通行止めという措置を取ってございまして、当該区間につきましては約1キロちょっとあるんでしょうか、の区間については、まだ道路の路肩ですね、河川沿い、まだ崩落をさせていただいて、ガードレールが浮いている状態というところもございますので、そちらのほうは今現在も通行止めと。あと、この後、災害査定等々終わります、国災のほうで、今、工事に入るべく設計、積算をさせていただいて、早期復旧すべく努力しておりますところでございます。

それとあとパトロールでございますが、日常点検も常日頃できる限りやっておりますし、当然こういった異常気象時については、職員総出で町内、歌津から戸倉まで、農道、林道、町道についてパトロールを実施しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今いつ頃直るのかということで、課長、査定も終わったということですが、実際直るのは、このまま進むといつ頃になるのか、この時点でお分かりでしたら。これからワラビ取りとかたらっぽ取りの人たちが間に合うかどうか、その点伺いたいと思います。

あともう1点は、パトロール常時しているということなんですけれども、私も犬の散歩で山とかに行くと、結構、雨で道路が掘られるだけじゃなくて、松とかの木が倒れて通行できないような場面も度々見受けられるんですけれども、そこで伺いたいのは、やはり定期的な形で林道のパトロールをする必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、そのところをお聞きします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当該路線の通行できる時期ということでございますが、発注もこれからということもございまして、箇所も大きく分けまして国災で施工する箇所が3か所ほどございます。それらの工事、道路が御承知のように狭いということで、同時施工がなかなか

厳しいというところもございますので、その辺は、受注された業者さんのほうと調整を取りながら早急に進めたいとは思ってございますが、今の段階ですと明確にはお話しはできませんが、おおむね年内中をめどに復旧のほうはしたいと考えてございます。

それとパトロールでございますが、職員の中でできる範囲でパトロールは実施しているつもりではございますが、路線数と距離数もかなり長いということもございまして、倒木等については、当然ながらパトロール、あとは現場に行く途中で発見すれば当然ながら対処はしてまいります。住民の方々の御協力もいただきながら、通報をいただいて、その後、早急に対応するというようなこともございますので、その辺はちょっと町民の方々のお力添えもぜひいただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体3か所も傷んでいるということで分かったんですけども、そこで伺いたいのは、再度、林道なんですけれども、先ほど課長答弁あったように何百キロもあるということで、その部分は分かるんですけども、昨今、町境があつて、そこから先は別の町村だと、いっぱい道路が立派で、そこから渡ると、結構今回こういった形で傷んでいるという、そういう現実がままあるんですけども、そこに関しては、やはりこういった形なのか、今後の林道なりを管理していく上で重要だと思うんですけども、そのところを伺いたいと思います。

あとは、先ほど課長答弁あった、通報等によって対処するという事なんですけれども、通報された場合に、速やかにというか、対処しているんだと思いますけれども、そのところの対処方法等をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございますが、町境で道路の構成が違ったりする部分があるというお話でございますが、それはやはり使用頻度とか、市町村の位置づけ等によって変わってくるものというふうには認識はしてございます。

それと2点目の質問でございますが、通報等を受けました際には、直営班でできる部分、あとは職員ですね、私も職員、正規職員でできる部分、あとは業者さんでないとできない部分というものがございまして、でき得る限り早急に対処できる方法をその中から選択して対処をしているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 私からは、和解について1点だけ確認できればと思います。

事故発生が昨年8月ということで、実はその後、気仙沼の市議の方からですとか、あと実は所有者の方にも会ったときがありまして、そのときに、早急に対応していただけないかということ相談受けまして、それで秋ですかね、その後の秋ぐらいに、建設課長に議場ではなくて直接立ち話みたいな形でちょっと確認をして、適切に進めていくということで、この事故の経緯を見守っておりました。

やっこの半年ですね、半年を経て和解が見えてきましたのが、最初伺ったときは、もう実は当事者の皆様、町にもう全部持ってほしいみたいな言及もあったので、相当実はちょっと憤慨もされていたんじゃないかなと。自己責任という部分も少なからずあるのではないかなとは思いますが、和解になった時期ですね、結局どうにもならなくて、結局和解というものが始まったと思うんですけども、折衝時期というか、それを、話を始めた時期、それからその後の回数、そして記録等は残っていらっしゃるのか。ちょっとそこを確認できればと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、ちょっと今手持ちの資料で分かる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

事故後でございますが、事故があったということで、当課でも現地の確認、それと、警察等のほうにも事故の事実の確認等をさせていただいてございまして、まず、相手方の方から御連絡いただいたのが8月10日が最初だったと記憶してございます。それから、すみません、回数につきましては、何度かというのは、ちょっと今、御説明できないんですが、それから数度電話、あと対面ということで、数度お話し合いをしていく中で、やはり、何というんでしょうか、そういった損害賠償を求められるということになりますと、損害額等が決まらないと話が先に進まないということもございまして、そういったものを整えていただくようお願いを申し上げまして、和解案の受諾は、最終的には12月の28日に合意に至ったと記憶してございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 事故に遭われた方におかれましては、幸い外傷は、何でしょうね、大けがにならなくてよかったなということもあって、その点は、この金額についても特に大きな医療費とか通院代がかかることもなく合意できたのかなということは見て取れるんですが、やはり早期ですね、回数を重ねるといふか、早期に解決するためには、簡潔に回数少なく合意に至るような形ももしかしてできたんじゃないかなということは推察できるんですが、こ

の協議に、協議されたのは建設課長のみになるのか。その後、例えば総務課のほうですか、あと法律課のほうとか行政管理課とかいろいろ対応されたのかどうか、ちょっとそこもお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 8月10日の第1報をいただきましてからは、当課のほうで対応をさせていただいてございます。その後、賠償額が一定程度固まったということで、相手方から弁護士さんを通して申出があって、それ以降については行政管理課のほうでの対応をいただいております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） その経緯ですとか、またちょっと違う場でもまた聞ける機会があれば聞いていきたいと思うんですが、要は早急に、町の危機管理というか、こういった事故、これ以外にもあったと思うんですが、早急に対応できる体制をきちんと取っているのか。そして、その後、長引けば長引くほど、やはり事故に遭われた方の心理的ダメージというのは大きくなっていくものであるとも考えますので、そういったリスク管理、何でしょうね、いろいろなことを未然に防ぐような体制が町としてしっかり取られているかどうか、ちょっとその部分をお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） その事案ごとによって対応は異なるかと思いますが、相手方もありますので、体制が取れたからといって速やかに解決できるのかという、そういう問題でもないと思いますが、ただ我々とすれば、一定の過失責任がある以上は真摯に受け止めて、全力をもって対応したいと思っています。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 4 分 休憩

午後 1 時 0 9 分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 議案第 6 7 号 令和 4 年度南三陸町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（星 喜美男君） 日程第 6、議案第 67 号令和 4 年度南三陸町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 67 号令和 4 年度南三陸町一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今補正につきましては、町道弥惣峠線車両転落事故に関する損害賠償額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第 67 号令和 4 年度南三陸町一般会計補正予算（第 6 号）の細部説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、ただいま町長が提案理由で述べましたとおり、議案第 66 号の町道弥惣峠線での事故に伴う損害賠償に係る補正予算となっております。

補正予算書の 1 ページを御覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 127 億 8,416 万 1,000 円とするものでございます。補正額を加えますと、通常分が 114 億 6,675 万 8,000 円となりまして、率にいたしますと 89.7%、震災復興に関わる分が 13 億 1,740 万 3,000 円で、率にしますと 10.3%の構成となっております。

次に、2 ページ目からの第 1 表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

2 ページの歳入でございますが、20 款諸収入 1.6%、補正されなかった款項に係る額が 98.4%となっております。

次に、3 ページ目の歳出でございます。

土木費が 5.9%、13 款の予備費が 0.4%、補正されなかった款項に係る額が 93.7%となってお

ります。

続いて、予算の詳細を御説明いたします。

7ページを御覧ください。まずは歳入でございます。

20款諸収入4項2目1節総務費雑入29万円は、今回の事故に係る全国町村会の総合賠償補償保険金となっております。保険会社による査定におきましては、先ほどの議案でも御説明いたしましたが、車両の減価後の価格として47万5,000円、車両引上げに要する費用11万円を加え、58万5,000円が全体の査定による損害額となっております。過失割合が2分の1ということになりますので、それを乗じた額となっております。

続いて、8ページの歳出になります。

7款土木費におきましては、賠償金40万円を計上した不足する残りの11万円につきましては、予備費を減額補正し充当するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑は簡潔に行ってください。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、伺いたいと思います。今、課長の説明で保険の分29万円、そしてあと一般財源11万円、そういう補正という説明がありました。そこで伺いたいのは、今回、長引いた和解というんですか、そこまでの間に弁護士さん等が入ったと思うんですけれども、顧問弁護士だと思んですが、その費用というんですか、は発生したのかしなかったのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 今回の和解に至るまでの経過の中で弁護士が入ったのかということでございますけれども、相手方も弁護士に正式に委任をされておりますし、町といたしましても本町の顧問弁護士でもある先生に正式に委任といった形で取らせていただいております。それに伴ってのいわゆる弁護士費用というものは、発生はいたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 発生したということなんですが、その金額もし伝えられるのだったら。そして、もし伝えられないのでしたら、その弁護士費用は今回この計上になっていないので、別の形で補正というんですか、補正、計上になるのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 具体の弁護士の委任契約に要した経費でございますけれども、

金額についてはこの場では回答を差し控えさせていただきたいと思いますが、係る経費につきましては、当課で所管してございます顧問弁護等業務委託料の中から対応させていただいているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では委託料からということなんですけれども、その委託料の範囲内で収まるというんですか、なったのか、それともそれ委託料以外に出たのか、その点を伺いたいと思います。もし出た場合は、その際の対処というんですか、予算なりの計上の処理の仕方はどのようになるのかも伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 今回の事案についての処理経過を申し上げますと、まず本町として正式に弁護士に委任する前の段階では、通常の間でも御説明をしております顧問契約の範疇ということで、面談相談等させていただいておりますが、正式に委任ということになりますと、顧問契約とは別契約の正式な委任契約となります。

その対応予算でございますが、議員御承知のとおり、通常その予定されている顧問業務のほかに、本町では応訴事案等も抱えてございますので、それ以外の経費といった部分も予定させていただいておりますので、その中から支出をさせていただいているといったことでございます。繰り返しとなりますが、通常の顧問料とはまた別の委任契約といった形で対応となります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。1点お伺いします。

先ほども聞いたんですけれども、まずもってこの損害額の計算です。先ほどの総務課長の説明では、時価額、車の時価額ということが出ました。それが47万5,000円、それから引上げ額11万円、合わせて58万5,000円、その2分の1ということで29万2,000円という額が出ました。もともとのこの車両代80万9,820円、これというのは、ちょっと腑に落ちないんですけれども、時価の評価、車の、現車の評価でやるのが筋だと思うので、先ほど説明したのが正しいのかなと、29万2,000円と私は思うんですけれども、ここに車両代80万9,820円、この額というのは、どのようなことからこういうふうな額が出てきたのかお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 先ほどの議案の部分になると思うんですが、80万9,820円につきましては、今現時点で同等の車を買った場合という金額でございます。それが先ほどの和解に

当たる部分での損害額となっておりますが、今回の保険上での査定については、そもそも事故車については令和3年の12月に購入した車でして、当時の価格が66万円ほどということで、それから期日が過ぎて減価した現在の評価額といえますか、それが47万5,000円だということで、それが保険の査定上のベースの損害額となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、保険では現価格で持ってきたと。これからもこういうことになってあり得ることだと思うんですね。それで、今回も予備費から11万円出している、保険で下りない分、予備費から出ているということなんですけれども、管理責任の部分もあると思われまので、今後ともこういう災害で大分道路が傷んでいるところが多いと思うので、早急にこういうところの確認をしていただきたいと思います。

この保険、先ほど全国町村会って、もう役場全体が入っているわけですがけれども、今までの、この、今までのというよりも、今回この場所で3件も起きているんですけれども、先ほど隣の議員が質問しました、これらは該当しなかったということなんですけれども、今後の対応として早急に調査をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺もう一度確認お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども御説明させていただきましたが、今回の7月豪雨につきましては、その直後から一通り調査をさせていただきます、それぞれ応急措置すべきところは応急措置、災害査定等の手続が済まないといけないものについては現在準備中ということで、調査のほうにつきましては発災直後からやっておりますということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今ここの登米線は分かりました、今までの説明で。

それから、もう1か所、気仙沼市、馬籠に通じる、弘川から通じる道路があるんですけれども、それは現場確認どのようになっているか、調査終わっているかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいま御質問があった路線につきましては、恐らく馬籠志津川線、県道馬籠志津川線のお話かなと。あれは町管理ではなく、県管理となっております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討論

を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 同意第3号 賠償責任の免除について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、同意第3号賠償責任の免除についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第3号賠償責任の免除についてを御説明申し上げます。

本案は、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案に係る賠償責任の免除について、地方自治法第243条の2の2第8項の規定により議会の同意を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 退席いたします。

○議長（星 喜美男君） 退席を認めます。

〔及川幸子君退席〕

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） それでは、同意第3号の細部について御説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページを御覧願います。

この同意第3号につきましては、議案書において提案理由としております部分並びに、先ほど町長からもございましたとおり、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案に係る町職員の賠償責任を免除することについて、地方自治法第243条の2の2第8項の規定に基づき議会の御同意を求めるものでございます。

まず、免除の対象となる賠償責任を有する職員につきましては、議案書の1に記載の1名でございます。

免除する賠償額につきましては、議案書の2及び3に損害賠償額、免除する割合として、そ

れぞれ記載がございますとおり、さきの監査の結果におきまして当該職員に係る地方自治法分としてお示しがなされた責任額7万2,905円、その全部について免除するといったものでございます。

免除することとする理由につきましては、議案書の4に記載のとおりでございます。

議案書の4に記載の内容のそもそも等に関し御説明を申し上げたく、大変恐縮ではございますが、議案関係参考資料を御覧いただきたいと思っております。

議案関係参考資料の4ページ目を御覧願います。

地方自治法の関係部分、具体には第243条の2の2の抜粋条項でございます。その第8項を御覧願います。

第8項では、監査委員が職員に賠償責任があると決定した場合におきまして、その損害が事故その他やむを得ない事情によるものであるといった証明を相当であると認めるときは、長は議会の同意を得て当該賠償責任について免除することができることとされておりまして、当該同意を求める場合には、あらかじめ監査委員の意見を聞き、その意見を付した上で議会に付議するよう法律の定めがなされているものでございます。

関連いたしまして、これまでの手続等の詳細について御説明を申し上げますと、令和4年11月7日付の監査結果におきまして、当該職員については地方自治法分並びに民法分の賠償責任を有するとされましたことから、当該監査結果につきまして、同じく11月の20日に当該職員に対し面談といった形により監査結果そのものをお示しさせていただきながら、具体の説明等を行いました。

その際、ほかの職員に同じく、御本人としての申立て事項に関しまして11月末日までに意思表示をいただきたいという旨をお伝えしたところでありまして、その申立てが先ほど申し上げました事故その他やむを得ない事情の証明に当たるといったものでございます。

続きまして、議案関係参考資料の5ページ目を御覧願います。

当該職員からは、令和4年11月28日付で町長に対し申立てがなされたものでございます。

続きまして、議案関係参考資料の6ページを御覧願います。

実際になされた申立ての内容でございます。

この当該職員からなされた申立ての具体につきましては、議案書における監査委員の意見でもお示しがなされてございますので、ここで議案書に戻り御説明をさせていただきたいと思っております。

大変恐縮ですが議案書にお戻りをいただきまして、2ページ目を御覧いただきたいと思いま

す。

議案書の2ページから4ページは、賠償責任を免除することに対する監査委員の意見として本年2月3日に頂戴いたしました内容でございます。

2ページ、1の意見要求の要旨につきましては、後ほど改めて触れさせていただきたいと思っております。

2の申立ての要旨であります。

当該職員からなされた申立てに関し、その要旨として7点に整理いただいた内容でございます。

1点目から3点目までは、総じて申しますと、当時の所属は人手が少なく、かつ、ベテランとなる職員も不足していたため、相談できる状態にはなかったといった内容でございます。

4点目は、不正流用事案に係る補助金の事務については、派遣職員から派遣職員に対し引き継がれてきた事務であったこと。

したがって、5点目におきましては、前任者も不在の状況では、調査も相談などしようがなかったとされているものでございます。

6点目は、いわゆる不正流用者の本人について、町のプロパー職員も信用していた存在である以上、派遣職員であった自身が疑いを持つといったこと、あるいは農済といった組織に事実確認をすることなど到底できませんでしたといった内容でございます。

そうしましたことから、7点目におきましては、今回の賠償責任については免除をいただきたいといった申立て、意思表示がなされたというものでございます。

3ページの3につきましては、監査委員による関係人調査がなされたといったものでございます。

3ページから4ページに続く4には、監査委員からお示しいただいた御意見が記載されているものでございます。

この4、監査の意見では、申立てのあった内容について、町としてやむを得ない事情であったと。そう判断するに至った点につきましても、丁寧にお示しをいただいております。

先ほど改めて触れさせていただきたいと申しあげました2ページの1、意見要求の要旨となりますが、町として免除する必要があるとの判断に至った理由について改めて申し上げますと、監査委員からお示しいただいた御意見の中にもありますとおり、当該職員が上司や同僚に相談できる環境にはなかったと。それはまさに組織としてそうした環境を整えることができていなかったと、そういったことの表れであり、そうした当該職員が置かれていた業務環

境に鑑みれば、申立てを相当のものと認め、免除することとして、今般、議会の御同意をお願いするといったことに至ったものでございます。

以上で同意3号に係る細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
なお、本案については議会運営委員会の協議において特別委員会に付託して審査を行うこととされておりますことから、この本会議において行う質疑については総括的な内容とし、細部にわたる個別具体的な質疑については、特別委員会で行うことが適当であるとされておりますことに留意をお願いいたします。

それでは、総括的な質疑をお願いします。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程されました同意第3号は、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会に付託し調査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、同意第3号は町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会に付託し審査することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後1時32分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長が退席をしております。

特別委員会に付託、審査を行っていた同意第3号については、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員長から御手元に配付したとおり委員会審査報告書が提出されております。

お諮りいたします。町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会に付託し審査していた本件について委員会審査報告書が提出されたことを受けて、本会議において審査を進めるに当たっては、改めて同意第3号を議事日程に追加する必要があります。この際、同意第3号賠償責任の免除についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、同意第3号賠償責任の免除について

は、これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。職員をして追加日程を配付いたします。配付し終えるまで、そのままお待ちください。

午後3時12分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

追加日程第1 同意第3号 賠償責任の免除について

○議長（星 喜美男君） 追加日程第1、同意第3号賠償責任の免除についてを議題といたします。

本案については、既に提出者の説明及び質疑が終了し、また、先ほど報告したとおり、原案に同意することに決定した旨の委員長審査報告書が提出されております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告並びにこれに対する質疑は、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会が議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、これを省略することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告並びにこれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ反対の立場から討論させていただきます。

申立てしたくてもできなかった方たちに思いをはせて、反対とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） では、同意第3号に対して、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

賠償責任があると認定されている他のプロパー職員の皆さんの扱いについてまで、この同意案件の可否を問う討論の中で言及しなければならない必要性は私はあまり感じていないんですが、あえて申し上げます。

補助金を不正に流用したのは、南三陸町の職員ではありません。誰も1円も懐に入れておりません。しかし、その不正を長きにわたって見過ごしてしまった責任があると。今回の賠償

はそういうことだと思っております。その責任が派遣職員の方にあるのだろうかという1点であろうと思っております。不正を見逃した、見過ごした責任が、右も左も分からぬ遠くのこの町に来て、前任者も不在のまま働いていただいた方に問えるのだろうか。しかし、法律に従えば責任を不問にはできないというこれまでの議論があったわけです。何とも苦しいものだと思います。この法律に血を通わせることこそが肝要ではないかと考えます。

私は、賠償責任は免除すべきと思いますので、賛同を賜ればと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第3号を起立により採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年度南三陸町議会2月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後3時17分 散会